

審 査 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第63条第7項
処 分 概 要 : 故障車両の整備確認
原権者(委任先) : 警察署長、高速道路交通警察隊長、 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め : 道路運送車両法の保安基準 故障車両の整備確認の手續等に関する命令第5条(確認の手續等)
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 1日(行政庁の休日を除く)
申 請 先 : 確認を受けようとする者の最寄りの警察署
問 い 合 わ せ 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課指導取締係(電話 058-271-2424)
備 考 :